特別定額給付金の申請は お済みですか?

国の特別定額給付金(10万円)及び湯浅町版定額給 付金(1万円)の申請を受け付けています。申請期 限は、下記のとおりですので、ご注意ください。



対象者

令和2年4月27日時点で 湯浅町に住民登録のある世帯主 ※令和2年5月18日付で、申請書は送付済みです。

申請期限

令和2年8月17日用当日消印有効

お問合せ 地方創生ブランド戦略推進課 特別定額給付金担当(17番窓口) ☎63-2552

新型コロナウイルス感染症に関連した差別をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染 者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や 偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法 務省チャンネル (https://voutu.be/ RYSOOgCxo-O)をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイ ルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじ め等の被害に遭った方からの人権相談を受け付 けています。困った時は、一人で悩まず、私た ちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分~午後5時15分



下のQRコードを読み込んでください



様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの

2 0570-003-110

権110番

55. 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権 20570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索

バソコン、スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/

を免除します

新型コロナウイルス感染症に伴うご家庭や事業所等の経済的な 負担軽減を図るため、水道基本料金を6ヶ月間免除します。

対 象 者

すべての給水契約者(官公署や臨時的使用は除きます。)

免除内容

水道料金のうち基本料金を免除します(基本料金分を超過し て利用した場合は、基本料金相当額を差し引いた金額での請 求となります。)

令和2年 6月検針分(7月請求分)~ 令和2年11月検針分(12月請求分)

免除方法

手続きは必要ありません

※免除した水道料金等については、湯浅町一般会計(湯浅町ふるさとまちづくり基金)から負担します。 ※水道料金の詳細については、湯浅町水道事務所(☎62-4171)までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策のための 寄附金を募集します

総務広報課(16番窓□) ☎64-1108

新型コロナウイルス感染症対策に必要な施策の推進を図るため、町への寄附金を受け付けています。寄附を お寄せくださる方には、寄附金申込書をご用意しておりますので、事前にご連絡いただきますようお願いし ます。皆様の温かいご支援を心よりお待ちしております。

振込の場合は、次の方法がご利用いただけます。

ゆうちょ払い込みの場合

- 寄附申込書の提出
- 町から「ゆうちょ銀行払込票」をお送り します
- ゆうちょ窓口で払い込み
- 町から寄附金受領証明書をお送りします。

銀行払い込みの場合

- 寄附申込書の提出
- 2 町の指定銀行口座に払い込み
- ❸ 町から寄附金受領証明書をお送りします
- ※ 別途振込手数料が必要となります。

寄附のお申込みのない方に対して、町から電話等で振込先をお知らせして送金をお願いしたりする ことはありません。寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。